

(平成21年10月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 5 月 16 日まで  
申立期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は退職当時、事業所の担当者から、一時金として受け取らずに国民年金に任意加入した方が良いと説明を受け、国民年金の加入手続を行っており、脱退手当金については請求する意思が無かったし、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、社会保険事務所に保管されていた脱退手当金裁定請求書により、資格喪失してから約 2 年 7 か月経過した昭和 47 年 12 月 6 日に裁定請求書が提出され、48 年 2 月 8 日に指定された銀行口座への振込支払の事務処理がなされたことが確認できるとともに、裁定請求書記載の住所は、資格喪失後転居した申立人の住所と一致する上、裁定請求書提出と同時期に婚姻後の氏名に変更した記録が残されているなど、申立人の脱退手当金の請求への関与が想察されるところである。

しかしながら、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、その動機について、申立人は、事業所担当者から一時金として受け取らずに国民年金に任意加入した方が良いと説明されたためと主張し、当時の事業所担当者も、当時は事業所において、脱退手当金の代理請求は行っておらず、退職者に対しては国民年金に加入した方が良いと説明していたと供述していることからすると、当時は、申立人があえて脱退手当金を請求する動機は見当たらない。

また、脱退手当金裁定請求書には申立人に関する様々な個人情報を確認できるところ、一方で、申立人は申立期間中に発症した傷病によって、治療を継続

していたとしており、そのことは、現在受給中の障害基礎年金の障害認定や裁定請求時に提出された主治医の病歴証明書から確認できるとともに、当該主治医もそれを裏付ける供述をしているが、脱退手当金裁定請求書の医師又は歯科医師の受診の有無について記載する欄には受診していないと記載されており、加えて、申立人は支給決定当時、自己名義の口座は有していなかったとしており、申立人の夫もそれを裏付ける供述をしていることなどを踏まえると、当該裁定請求書の記載内容には申立人が請求したと考えるには不自然な点が見受けられ、申立人の意思に基づき、当該裁定請求書が作成及び提出されたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 24 日から 38 年 2 月 21 日まで  
60 歳の時に年金受給の手続に社会保険事務所に行った際、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかし、20 歳のころから国民年金保険料を納付している上、退職時に脱退手当金の説明を受けた記憶も無く、もらった記憶も無いため、今になって給与から引かれていた厚生年金がもらえないのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は制度発足時から国民年金に加入しているとともに、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 38 年 4 月 6 日においても国民年金保険料を納付しており、申立期間後も平成 11 年 6 月まで国民年金保険料をすべて納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 22 日から 41 年 12 月 30 日まで  
年金を請求した際に、申立期間については脱退手当金が支給されていると言われ、そのとき初めて脱退手当金という制度を知った。  
当時は、厚生年金保険を脱退できることすら知らず、請求方法も知らなかったため、脱退手当金を受給するはずが無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者で、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示がある者は申立人を含め 2 名しかいない上、社会保険庁の記録において脱退手当金の支給が確認できる者は申立人のみであり、申立人以外に「脱」表示がある者にも支給記録は確認できないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は 20 歳到達時から国民年金に加入しているとともに、脱退手当金が支給決定されたとされる昭和 42 年 6 月 30 日においても国民年金保険料を納付しており、申立期間後も 60 歳到達時まで国民年金保険料をすべて納付していることから、脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から平成10年4月1日まで  
社会保険事務所の誤った職権処理により、A社の資格喪失日が昭和60年1月1日とされた。既に、同年1月1日から同年4月1日までの期間は、申立てが認められ記録訂正されているが、社会保険事務所が不当に資格喪失させ、本来ならば加入していたであろう期間の記録がないので、この間の記録訂正を求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、既に年金記録確認中央第三者委員会（以下「当委員会」という。）で決定したあっせん案の報告に基づいて平成19年11月21日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、資格喪失日が昭和60年4月1日に訂正されている。

このあっせん案の報告については、社会保険事務所において昭和60年4月に行った職権処理（以下「本件職権処理」という。）によって、申立人の勤務する事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）及び申立人の資格喪失日が共にさかのぼって同年1月1日と記録されていたところ、申立人から提出された厚生年金保険料等に係る領収済通知書の写しにより、事業主が同年2月及び3月の厚生年金保険料を納付していた事実が確認できたことから、当該記録部分について事実と反していると判断したものである。

今回、申立人は、本件職権処理は事業所の意向を確認せず行われたものであって不当であるとして、上記あっせんに基づいて記録が訂正された後の、昭和60年4月1日から平成10年4月1日までの間について、本来なら加入していたはずの期間（厚生年金保険被保険者期間）であるとして申し立てて

いる。

しかし、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険法による記録訂正のあっせんについては、申立期間における被保険者資格の届出又は保険料の納付の有無に係る事実認定に基づいて記録の訂正の要否を判断するものであり、これと離れて職権による資格喪失処理それ自体の適法性の有無を判断するものではないので、この申立ては認められない。

なお、申立人から提出された、社会保険事務所から当該事業所あての昭和60年4月4日付け出頭通知書によると、社会保険事務所の調査の結果、当該事業所において厚生年金保険の適用を受けている被保険者が別会社の従業員であったことが判明したことから出頭を要請し、不出頭の場合は職権による資格喪失とする旨の記載がある。このこと及び当該事業所に係る事業所別被保険者名簿から、社会保険事務所の職権処理が60年4月24日に行われたことが確認できることから、本件職権処理により同年4月以降の厚生年金保険料の納入告知が行われていないことは明らかであり、申立期間において事業主が厚生年金保険料を納付していた等の事実は認められない。

また、当委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかについても審議の対象としているところであるが、申立人は、当該事業所の代表取締役として登記されていることが確認でき、当該事業所において昭和57年5月から60年9月ごろまで勤務していたとする従業員が、当該事業所は申立人が代表取締役、もう1名の取締役が経理担当であり、この2名が事実上の経営者であったと供述している。

これらのことから、仮に、申立期間において、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 厚生年金 事案 4670 (事案 2128 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 21 日から 41 年 12 月 30 日まで  
平成 21 年 3 月 18 日付け通知の委員会の判断の理由として、「申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる」とあるが、私は、退職時に会社から何の説明も無く書類による手続もしていない。当時の同僚に聞いたところ「退職願」を書いた覚えがあるとのことであったが、私は何の書類も書いていないし、もちろん委任状なども書いていない。

また、会社に確認したところ、退職願や委任状は残っていないとのことであり、何の根拠をもってこのような記載ができるのか理解できない。

さらに、「一連の事務処理に不自然さはうかがえない」とあるが、これらの事務処理は、私の意思とは全く関係が無く、正当な事務処理とは認められないことから、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 12 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 14 名全員に資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられることや、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約 2 か月後の 42 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理

に不自然さはいかたがえないうことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成21年3月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚から退職時に「退職願」を書いた覚えがあるとの話を聞き、自分は退職時にそのような「退職願」を書いておらず、何の手續もしなかったこと、申立人が勤務していた事業所に確認したところ、事業所には退職願や代理請求を認める委任状は残っていないとともに、新たな資料として当時の辞令が残っていたことなどを申し立てているが、これらの事情は当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 厚生年金 事案 4671 (事案 258 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで

平成20年10月16日付けで私が脱退手当金を受給していないものと認めることはできないという旨の通知を受けたが、納得できないので、検討願いたい。

なお、先の申立てのときは、申立期間①については事業所から受け取った退職金の中に脱退手当金が含まれていたものと思っていたが、それは私の思い違いである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る申立てについては、i) 社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然であること、ii) 申立期間に係る被保険者名簿には、脱退手当金を支給した旨が記載されている上、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和41年9月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 記録上の支給額と申立人が申立期間以前に受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当た

らないなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、先に申し立てられた申立期間②の判断理由となった、申立期間①後における脱退手当金の受給については、思い違いであると主張し、申立期間①も加えて、再度、脱退手当金は受給していないと申立てを変更している。しかしながら、先の申立てのときには、脱退手当金を請求し受給した覚えがあるとしており、当委員会においては数回にわたってその受給状況の記憶を聴取確認した経緯がある上、その受領したとする額は記録上の支給額とおおむね一致しているとともに、受給したことを具体的に供述していたことから、そのときの供述の蓋然性は高いと認められるのであって、判断理由通知後において、それは思い違いであったという今回の主張は、当委員会としては理解し難い。したがって、今回の申立人の主張内容には、当委員会の当初の決定を変更すべき事情があるとは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。